

所沢中学校PTA慶弔規定

平成12年7月7日

- 1 この規定は所沢中学校PTAの慶弔に関することを定める。
- 2 教職員の結婚の場合 5,000円
- 3 会員に関する弔辞については次により弔意を表す。
 - (1) 会員の死亡の場合 5,000円
 - (2) 会員の子女(在籍生徒)が死亡の場合 5,000円と花輪
 - (3) 本部役員が死亡の場合 5,000円と花輪
 - (4) 教職員死亡の場合 5,000円と花輪
 - (5) 教職員の配偶者死亡の場合 5,000円
 - (6) 本校関係者(前校長・前PTA会長・校医など)の死亡した場合 5,000円
- 4 教職員・本部役員の疾病については次によりお見舞いとする。
 - (1) 疾病・負傷で10日以上入院の場合 5,000円
 - (2) 1ヶ月以上自宅において療養している場合 5,000円
- 5 会員に火災などの事故が生じた場合の見舞いは本部役員会で協議して決める。
- 6 前条項のほか会長が必要と認めた場合は、会長がこれを行い、後日本部会に報告する。
- 7 返礼はいっさい受けないこととする。
- 8 この規定は平成12年7月7日より実施する。